



目次

【巻頭言】	
トレーサビリティの効果を把握する	1
<hr/>	
【食科協の活動状況】	
1. 11月の主な活動	3
2. 第7回公開講演会「消費者・生活者の視点に立った食品安全安心行政の推進に向けて」の概要	3
<hr/>	
【行政情報】	
1. 事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議の調査報告書第一次取りまとめ	5
2. 「農林水産省改革のための緊急提言」について	9
3. 輸入食品等の安全・安心の確保策について	14
<hr/>	
【消費者情報】	
1. 安全シグナル ～危険！米粉で作ったドーナツ破裂～ (東京くらしねっと平成20年12月号 No.140号より引用)	15
2. 高齢者を狙う健康食品の悪質商法にご用心 (よこすかくらしのニュース2008年 No.114号より引用)	17
<hr/>	
【企業情報】	
わが社における食品の信頼性確保・向上のための取組み等(6) (株式会社食研ホームページより引用)	18
<hr/>	
【学術・海外行政情報】	
1. 新たな危害の指標と食品安全へのリスク	22
2. 妊婦へのカフェイン摂取制限のアドバイス	23
3. Seymours of Norfolk 社(英国)がオリーブオイル製品を回収	24

平成20年 12月 18日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下 3-14-3、全麵連会館 2F TEL/FAX 03-5669-8601

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-mail 8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【巻頭言】

トレーサビリティの効果을把握する

社団法人 食品需給研究センター
主任研究員 酒井 純

日本の食品分野において「トレーサビリティ」という概念が注目されるようになったのは、2001年ごろのことである。この年、国内で最初のBSE罹患牛が発見された。その前年には、加工乳の食中毒事故が発生していた。またさまざまな品目において、産地等の表示の偽装が明るみにでた。2002年には無登録農薬使用が明らかにされた。このような事件・事故の発生に備えるために、トレーサビリティを実現する仕組みである「トレーサビリティシステム」に期待が集まったのである。

一方で、急激に期待が集まっただけに、トレーサビリティという言葉の意味をめぐって、理解に幅が生まれた。「トレーサビリティ＝生産履歴を記録して公開すること」といった誤解が広まってしまった。定義を巡って議論が紛糾したのは日本だけではない。コーデックスでもISOでも、食品のトレーサビリティをどう定義するかは、大きなテーマだった。2004年にコーデックスが「生産、加工および流通の特定の一つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること」という定義を採択し、日本の農林水産省もその定義を使うようになった。2007年に発行されたISO 22005においても、コーデックスによる定義が採用されている。

私たち食品需給研究センターは、「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」（以下「手引き」）を4年ぶりに改訂する委員会の事務局を担当した。「手引き」第2版は2007年3月に発行されたが、そこにもコーデックスの定義を盛りこんだ。

このようにして、「トレーサビリティとは何を意味するのか」は、はっきりさせることができた。さらに私たちは「手引き」のエッセンスを絵で解説するブックレット「ゼロからわかる食品のトレーサビリティ」も作った。非常にわかりやすい、とご好評をいただいている。



トレーサビリティには、その範囲や精度や迅速さに、さまざまな程度がありうる。どの程度のトレーサビリティが必要かつ継続的に実施可能か。現状のままではよいのか、トレーサビリティをもっと向上させるべきなのか。牛肉を除いてトレーサビリティを義務づける制度がない日本では、その判断は個々の事業者委ねられている。

そこで事業者にとって判断のよりどころになるのは、トレーサビリティを改善することの費用対効果である。

私たちは、さまざまな品目や業種について事例を取材して紹介する「トレーサビリティシステム導入事例集」を、ここ4年ほど続けて発行してきた。システムそのものだけでなく、どのような効果を挙げているかも明らかにしてきた。



効果のうち、例えば、

「顧客や消費者からのクレームや問い合わせに対して対応しやすくなりました」

「事業者間で電子データを伝達できるようにしたので、データ入力の手間が少なくなりました」

「バーコードを使うことで、取り扱いミスを大幅に削減できました」

「表示偽装事件の影響で疑惑をもたれたけれども、第三者監査の機能のあるトレーサビリティシステムによって、顧客との取引を再開できました」

といった効果は、目に見えやすく、紹介しやすい。

一方、トレーサビリティ改善の効果として一般的に最も大きいと考えられているのは、食品の安全に関わる予期せぬ事故が起きたときに、消費者・取引先さらに事業者自身の被害を最小限に抑える効果である。この効果を把握するのが、意外と難しい。

私は、あらかじめトレーサビリティを改善しておいたことによって、予期せぬ事故が発生したものの、被害を限定することができた事例を、いくつか知っている。私としては、ほかの事業者の参考になるように紹介したいと考える。しかしながら、事故を起こしたこと自体も紹介させるを得ないので、「イメージを損ねるのが心配だ」という、ものを売る事業者としてはもったもな理由から、

その事例を紹介するお許しをいただくことができない。とても残念である。

大規模な食品事故を経験していない事業者にも、事故発生時にトレーサビリティシステムが発揮した効果など、経験しなければわからなかった教訓について、社会的に情報共有する仕組みがあればと思う。なにかよい知恵はないだろうか。

※本文中で紹介した資料は、下記の web サイトで公開しています。また印刷物の提供もしています。

<http://www.fmric.or.jp/trace/>

【食科協の活動状況】

1. 11月の主な活動

5日 常任理事会の開催。主な議題：公開講演会(11/18)のプログラム(案)、全国食品衛生監視員 OB 協議会の設立案、関澤研究班への研究協力、FFI ジャーナルへの寄稿(案)、食の安全相談事業検討会第2回会合計画、収支状況報告等。

7日 食の安全相談事業検討会の打合せ(伊藤、秋田)。

10日 主婦連の和田副会長を訪問。

17日 食科協ニュースレター第65号を発行。

18日 平成20年度公開講演会の開催(下記の概要を参照)

平成20年度第2回理事会の開催(午前)。主な議題：第7回公開講演会のプログラム等、平成20年度前期事業報告、平成20年度前期収支報告、ABC リスクコンサルティングとの事業協力等

28日 研究協力事業への参加希望者名簿を関澤教授へ送付。

2. 第7回公開講演会「消費者・生活者の視点に立った食品安全安心行政の推進に向けて」の概要

(1) 趣旨

「消費者を主役とする政府の舵取り役」としての新組織である消費者庁の創設は、消費者の不安と不信を招いた輸入冷凍ギョーザ事件等の個々の事件への政府全体の対応力の向上を目指すのみならず、明治以来の日本の政府機能の見直しを目指すものです。また、消費者基本法の理念である「消費者の利益の擁護及び増進」「消費者の権利の尊重及びその自立の支援」の観点から、これまでの施策や行政の在り方を積極的に見直すという意味で、消費者庁の創設は行政の「パラダイム(価値規範)転換」の拠点であり、真の意味での「行政の改革」のための拠点でもあります。

そこで、第7回公開講演会「消費者・生活者の視点に立った食品安全安心行

政の推進に向けて」においては、消費者庁関連3法案」作成等を所管されている内閣官房消費者行政一元化準備室の前中主査に、この法案の制定の経緯、内容、今後の展開等についてご講演をお願いし、厚労省の熊谷課長補佐にはこのことに関連した食品安全行政の現状と課題を、農水省の吉松課長補佐にはこのことに関連したJAS法に基づく食品表示行政の現状と課題を、そして国民生活センターの宗林調査役には、消費者の目線から見た食品安全性についてのご講演をそれぞれお願いいたしました。

(2) プログラム等

開会挨拶 林 裕造(NPO 法人食科協理事長)

座 長 森田邦雄(NPO 法人食科協常務理事)

消費者行政の一元化に向けた取組について

内閣官房消費者行政一元化準備室 主査 前中康志

食品安全行政の現状と課題

厚生労働省食品案全部監視安全課 課長補佐 熊谷優子

JAS法に基づく食品表示行政の現状と課題

農林水産省消費・安全局表示・規格課 課長補佐 吉松 亨

消費者の目線から見た食の安全性について

(独)国民生活センター商品テスト部 調査役 宗林さおり

各講師からのご講演のあと、「消費者庁設置後において、景品表示法、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示部分を一つにした食品表示法が制定される可能性があるのか?」「表示違反は、すべて農水省が執行(食品Gメン)をするのか?保健所の食品衛生監視員は担当しないことになるのか?」等々の質問に対し、それぞれについて各講師から丁寧にご回答をいただきました。また、アンケートでは「消費者庁設置に関する情報だけでなく、食品衛生行政の歴史も非常に参考になった。」「消費者庁、国民生活センターの事業、P10—NETの話は参考になった。」等のご意見もいただき、大変成功裏に終了しました。

会場の様子及び演者のスナップ写真





(3) アンケート結果

巻末(p.25)に掲載してあります。(伊藤蓮太郎)

【行政情報】

1 事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議の調査報告書第一次取りまとめ

内閣府の「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議」は11月25日、17回に及ぶ会議の結果を第一次取りまとめとして野田聖子内閣府特命担当大臣へ報告しました。

第一次取りまとめでは、その審議を通じて、「食の安全」が国の重要政策課題であるにもかかわらず、政府全体の取組が欠如していること、いかなる制度や仕組みを作っても職員の意識が変わらない限り、その制度や仕組みは作動しないこと、特に、農水省においては、BSE問題の反省に立ち消費・安全局の設置など様々な措置を講じたにもかかわらず、今回の問題の発生を防止できなかったことなどの原因、責任の所在、問題点等を検証し今後の対応を提言しています。ここでは、「第4 検証の総括及び農林水産省における厳正な対処等について」の要点を紹介します。詳しくは次のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/jikobeikoku/files/080919shiryo01.pdf>

http://www5.cao.go.jp/seikatsu/jikobeikoku/081125houkokusho_honbun.pdf

○ 有識者会議設置の趣旨等

今般の事故米穀の不正規流通問題については、プレ消費者庁という発想の下に内閣府が関係省庁と連携して一元的に、その原因究明、責任の所在の明確化等を徹底して行うとともに、米穀の流通実態を踏まえた消費者の安全・安心確保のための抜本的な改善策を講ずることが喫緊の課題となっていました。そこで、野田聖子内閣府特命担当大臣はこうした課題に適切に取り組むために、法曹関

係者、消費者問題の専門家等の知見を活用するべく、関係省庁との連携の下、「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議を開催することを決定しました。第1回会議を9月19日内閣府本府庁舎3階特別会議室において開催し、次の検討事項を決定しました。

- i) 事故米穀の不正規流通問題の原因究明、責任の所在の明確化
- ii) 米穀の流通実態等の問題点への対応を含めた、消費者の安全・安心確保のための抜本的改善策

有識者会議委員は次のとおりです。

但木敬一(座長) 弁護士、秋山昭八 弁護士、神山美智子 弁護士、佐野真理子 主婦連事務局長、砂田登志子 食育ジャーナリスト、田中一昭 拓殖大学名誉教授、日和佐信子 雪印乳業(株)社外取締役・元全国消団連事務局長。

○「第4 検証の総括及び農林水産省における厳正な対処等について」の要点

1 検証の総括

以上のような事態を招いた深因は、

第1に、自分の取り扱っている職務が国民の「食の安全」につながっているという自覚や責任感が欠落していた。

第2に、目先の仕事をこなしていればよいという官僚主義的体質である。

・・・ 中略 ・・・

今回の事故米穀の不正規流通問題をめぐる農林水産省の行政対応に共通する問題点を整理すれば、次のとおりである(項目のみの記載)。

- (1) 「食の安全」の確保の重要性に関する認識の欠如と業者任せの対応
- (2) 消費者の目線の欠如
- (3) 農林水産省における業務の縦割り意識と組織の硬直性
- (4) 当然予想される問題に対する危機意識や感性の欠如
- (5) 全国統一的な明確な事務処理指針の欠如等の本省の職務懈怠

2 責任の所在

- (1) 農林水産省本省
- (2) 地方農政事務所

3 農林水産省の今後の取組

農林水産省は、「農林水産省の取組に関する工程表」に沿って、事故米穀の流通ルートの解明、輸出国への返送・廃棄に限定するための輸入業者との契約改定、検査マニュアルの整備、善意の関連業者に対する経営支援対策の枠組みの決定、国家公務員倫理法違反についての処分などを行うほか、農林水産省の業務・組織の見直しのための「農林水産省改革チーム」や、米のトレーサビリティ、米関連商品の原料米原産地表示を含む「米流通システム検討会」を設置して検討を行っている。

上記の検証結果を踏まえ、農林水産省においては、今後、次のような取組が求

められる(項目のみ記載)。

- (1) 当会議の検証結果を踏まえた厳正な対処
- (2) 「食の安全」の視点を最優先とする意識改革
- (3) 縦割り意識の解消に向けた組織の見直し
- (4) 職員一人一人がその職責に応じた業務を果たすような業務運営の見直し

4 政府全体としての今後の取組

- (1) 政府(農林水産省、厚生労働省及び内閣府)における「食の安全」に対する責任感、問題意識の徹底、BSE問題の反省等を踏まえ、食品安全基本法が制定され、関係府省から独立したリスク評価機関として内閣府に食品安全委員会が設置されるとともに、内閣府は、内閣府設置法(平成11年法律第89号)に基づき、食品の安全性の確保を図るための環境の総合的な整備に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務を所掌することとされている。

厚生労働省は、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する事務及び販売用の食品、添加物等の取締りに関する事務を所掌している。

農林水産省は、農林水産省設置法(平成11年法律第98号)に基づき、農畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整の事務並びに農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係る部分(食品衛生に関することや環境省が所管する農薬の安全性に関することを除く。)を所掌している。

我が国の「食の安全」については、食品安全委員会がリスク評価を行い、評価結果に基づき農林水産省及び厚生労働省がリスク管理を行っている。食品安全委員会が、リスク評価に基づく管理措置がとられるよう、必要があると認めるときは、関係大臣に対し勧告を行う等のチェックを行い、また、食品の安全性の確保のために講ずべき施策に関する重要事項について、関係行政機関に意見具申するとともに、内閣府が食品の安全性の確保を図るための総合調整等を行うことにより、政府として一体的に取り組んでいくことが不可欠である。同時に、「食の安全」を管理する関係府省が相互に議論し意見を言い、必要な対応を求めていくことが重要である。

こうした観点から、内閣府は、農林水産省、厚生労働省など関係機関との情報共有をはじめ、「食の安全」のための政府全体の取組を推進するため、十分な役割を果たしてきたかについて検討を行う必要がある。

また、厚生労働省は、本件については、事故米穀が非食用となった時点で食品衛生法上の規制対象ではなくなり、同法上の立入等の明確な法

的権限行使の枠外であり、同法が規制立法である以上、一般的にはその適用は厳格であるべきとしている。しかしながら、法律上の権限の外であっても、「食の安全」を守らなければならないという立場を十分に自覚し、行政の対応について事業者の理解を得るとともに、必要な場合には、情報提供にとどまらず、関係府省に対して注意喚起するといった責任ある対応が必要であった。例えば、厚生労働省においては、今回、非食用となった米については、食品衛生法の適用外であるが、輸入業者等から加工処理計画書や措置完了報告書の提出を受けていた。他方、一般MA米については、他の輸入食品と異なり、廃棄、積み戻しとなる割合が極めて低く、事実上全量が国内に流入することにかんがみれば、「食の安全」の観点から、非食用の米が食用に供されることがないように、農林水産省に監視方を要請するなど、他の輸入食品に対する取扱いとは異なる対応を検討する必要がある。例えば、厚生労働省（検疫所）において、加工処理計画書や措置完了報告書の提出を求める以上の対応が、限られた組織人員の下で、大量の輸入食品の検査を行っている実態を踏まえれば、事実上困難であるならば、提出された加工処理計画書の写しを農政事務所に送付する等の連携を図るべきであり、結果として、検疫所が実施した検査の効果が事実上失われてしまった、という事実は重く受け止める必要がある。また、本件は、「食の安全」にかかわることがらであり、一般MA米の流通は農林水産省の管理下で適正に処理されていたとの認識は甘いと言わざるをえず、法律の規制対象から離れば、働きかけを行わないという公務員特有の意識を是正することが、時代の要請である。

関係府省において、制度の枠組みのなかで定められたルールを守って仕事をしていけば、「食の安全」に対する責任も果たせるという意識が根底にあったと思われる。「食の安全」に携わるすべての職員が、自らが所掌する制度の枠組みに閉じこもることなく、常に国民の安全が職責を遂行する上での最優先課題であるとの自覚と使命感を持ち、「どうすればよいか」を考え、必要であれば、制度の設計変更を考えるという意識を持つことが必要である。

(2) 政府としての今後の取組

「食の安全」の確保が政府の重要な課題であるにもかかわらず、関係府省の所掌事務に対する縦割り意識が今回の問題が生じた大きな要因の一つであったことを踏まえれば、「食の安全」に関する危機管理体制の構築のために、関係する府省の所掌事務の分任のあり方も含めた検討が必要であり、幅広い議論が望まれる。

また、現在、消費者庁を設置するため、3つの法案が国会に提出されているが、消費者庁の設置に伴い、消費者庁と食品安全委員会の双方を掌理し、食品の安全性の確保その他消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する企画・立案・総合調整を行う消費者政策担当大臣が常設されるとともに、国民・消費者の立場に立って、消費者庁を含む政府全体の消費者行政をチェックし、その声を反映していくため、消費者政策委員会が設置されることになっている。消費者庁は、食品安全基本法の「基本的事項」を所掌し、「食の安全」を含む消費者の安全に関する政府の一元的な取組の司令塔として機能することが期待されるが、関係府省間における縦割り意識を超えた迅速な情報共有や密接な連携なしには、こうした新しい組織も意図した機能を発揮しえないものである。例えば、地方農政事務所が収集した情報が「食の安全」の観点から問題がある場合には、農林水産本省を通じて消費者庁に速やかかつ無条件に連絡されるといった体制を構築し、消費者庁からの要請等に応じ関係府省が必要かつ十分な対応を確実に実行することが期待される。

(3) 当有識者会議の取組

・・・ 前段を省略 ・・・

当会議は、今後さらに「米穀の流通実態等の問題点への対応を含めた、消費者の安全・安心確保のための抜本的改善策」についても審議していかなければならない。

2 「農林水産省改革のための緊急提言」について

農林水産省は、事故米問題を契機として国民の視点から農林水産省の業務・組織の見直しについて検討を行うため、農林水産省改革チーム(以下、改革チームという)を設置しました。改革チームの使命は、事故米問題発生の原因究明や直接的な再発防止策を策定するためのものではありません。BSE問題に続いて事故米問題を発生させた農林水産省が抱える根本的な問題点を洗い出し、それを払拭するための改革案を策定することが使命なのです。

そのため、約2か月にわたって集中的な検討を行い、その結果を下記(2)のとおり緊急提言としてとりまとめ、11月27日、石破 茂農林水産大臣に手交し、公表しました。

(1) 農林水産省改革チームについて

農水省は9月28日開催の第2回事故米対策本部において、①流通ルートの内容容解明等の速やかに対応するもの、②米の流通規制等の次期通常国会への法案

提出に向けて準備すべきもの、③農水省の業務・組織の見直し等の21年度を目とに準備すべきものと課題及び具体的内容ごとに作業時期を区分しかつスケジュールを定めた「農林水産省の取組に関する工程表」を決定しました。

改革チームは、この工程表の③に位置づけられており、スケジュールどおり10月2日に第1回改革チーム会合が開催されました。省内の課長クラスを中心としたメンバーに対し、石破 茂農林水産大臣は次の訓辞し、指示をしました。

訓辞：・自分にも自戒していることだが、政治家、公務員は公のために尽くす仕事であり、公の意識がないのであれば両者ともに辞める必要がある。

・そのような思いをもって、農林水産省のあり方について内外から様々な批判・指摘がある中、現在の組織が国民全体の視点に立った業務を遂行できているか点検・検討した上で、消費者、生産者、そして海外からも評価される新しい組織を目指し、農林水産省改革案の策定に全身全霊をもって取り組んでほしい。

指示：これまで農林水産省が経験した BSE 問題や事故米の転売問題等の原因と、それを受けての組織または職員の意識のあり方について反省すべき点をしっかりと分析し、最後は、農林水産省設置法の改正に至ることも視野に、望ましい農林水産行政の姿を盛り込んだレポートをとりまとめてほしい。

詳細は次の URL をご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/pdf/081003-01.pdf>

<http://www.maff.go.jp/j/press/soushoku/syoryu/pdf/080928-02.pdf>

(2) 緊急提言の要点

緊急提言の内容については下記の URL をご覧ください。ここでは特に関連があると思われる内容のものをご紹介します、その他のものは事項のみを掲載します。

<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/pdf/081127-02.pdf>

I 緊急提言に当たって(基本的な認識)

1 提言に当たっての基本認識

(1) 今回の事故米問題で農林水産省の信頼は完全に失墜した。

農林水産省は、国内 B S E 問題の反省に立ち、消費・安全局の設置や食糧庁の廃止などの大幅な機構改革を行った。また、その時、職員は消費者の視点、国民の健康を守る意識を最優先することを誓ったはずであった。

にもかかわらず今回の問題が発生した。この時点で、省としての使命を果たせない以上、農林水産省は廃止されて然るべきとの審判が国民から下された、職員一人一人が自覚するべきである。

農林水産省は、国民の視点に立った行政を行わなければならない。しかし、往々にして生産者サイドの視点に偏り、消費者視点をおろそかにしてきた結果、国民からの信頼は失墜したと深く反省する必要がある。我々が今後「国民視点に立つ」と言う時には、常にこの反省の上に立つべきである。

(2) 改革チームは、この認識の上に立って、農林水産省の業務について根本からの検証を行うとともに、政策決定プロセスのあり方や職員の意識改革のあり方など様々な角度から議論を行ってきた。

(3) 今回の事故米問題が発生した原因については、BSE関係部局や新設された消費・安全局の職員がBSEの経験を踏まえて取組を行う一方で、他の部局の職員に食の安全の確保という目的意識が希薄であったこと、国民の視点に立った業務運営ができていなかったこと、業務の縦割り意識が強く組織一体となった行動がとれていなかったこと、業務にあたっての統一的なガイドラインが設けられていなかったこと、問題があるのに危機意識がなかったことなどが挙げられる。

これらの問題点について、農林水産省は深く反省し解決していかなければならない。その上で、改革チームはさらにその奥底に潜む根本的な問題点が解決されない限り、類似の問題が再び発生すると考え、その実態の洗い出しと解決策について議論を行った。

その中で浮き彫りになったのは、次のような実態が目につくことである。

それは、大多数の職員が今回の問題を他人事のように考えている実態、多くの地方出先機関が、何かにつけて本省の指示待ちであり自らの判断で行動することがない実態、縦割り意識の下で閉鎖的なグループが形成され各々独自のカルチャーを守り続けそれを融和させる努力がなされていない実態、省幹部職員も含めて特定の業界やグループに配慮し不透明な政策決定を行っている実態などである。

(4) 今回の改革のポイントは、まさにこのような実態を根こそぎ改革できるかどうかにかかっている。

2 農林水産省の抱える根本的な問題点

3 農林水産省を構成する要素すべての見直しの必要性

II 農林水産省改革の具体的内容

1 政策決定プロセスの改革

ー 調整型プロセスとの訣別と開放的な参加型プロセスへの移行

ー 第三者の参画によるチェック機関の設置

政策は国民のためにある。したがって、政策を作り上げるプロセスも国民のためになければならない。国民に開かれた透明性の高いものでなければならぬ。国民が政策づくりに参画する機会を持つものでなければならぬ。

しかしながら、前述のとおり、農林水産省の政策決定プロセスは、影響力を持つ勢力との円滑な調整に重きが置かれ、不透明で閉鎖的なものになっている。

今こそ、この改革を契機に、国民視点を無視し、直接的な利害関係者に対する、伝統的でなじみ深い調整型政策決定プロセスと訣別しなければならない。

- (1) 開放的な参加型政策決定プロセスへの移行
 - (2) 第三者の参画による政策決定プロセスのチェック機関の設置
- 2 国民視点に立った政策・業務の実行の追求
- (1) 親切、丁寧、正直をモットーとする業務実行の徹底
 - (2) 都合の悪い情報こそ公開する組織風土の形成
 - (3) 第三者を長とする内部監査体制の構築
 - (4) 「省内目安箱」の設置による内部通報の積極的活用
- 3 リスク管理・危機管理の改革
- (1) リスク管理体制の省内への徹底
 - (2) 危機管理マニュアルの整備と模擬訓練の実施
 - (3) 危機管理情報のチェック体制の充実
 - (4) リスク管理・危機管理の常時チェック体制の構築
- 4 業務内容の改革
- (1) 国民視点に立った業務再点検運動の実施
 - (2) 消費者を含めた第三者の意見の反映
- 5 従来 of 慣行にとらわれない国民視点での組織運営の実現
- (1) 幹部職員の陣頭指揮による意識改革の取組
 - (2) 組織全体の国民視点度を高めるための人事改革
 - (3) 食品安全業務の一斉研修など研修の強化
 - (4) 縄張り意識により分断されたカルチャーの融合と共通の使命感の醸成
 - (5) 地方出先機関と本省との迅速かつ的確な意思疎通の推進
 - (6) 健全な労使関係構築のための工程表の作成と透明な実行・管理
- 6 国民視点に立った行政を円滑に遂行するための機構改革
- (1) 地方農政事務所の原則廃止と地方農政局、本省総合食料局のあり方の抜本的見直し
ア、イ、ウは省略。
エ 地方農政事務所については、その中核的業務がこのような取扱いになることに伴い、原則廃止が相当である。また、これに伴い、地方農政局及び本省総合食料局も大幅な見直しを行うべきである。
オ 他方、地方農政事務所は、食品表示Gメンによる表示の監視、農業者の経営支援など、食糧業務以外の役割も担っている。それらについては、個々の業務の特性に応じ、引き続き国の業務として実施する、住民の身近な業務として都道府県に移管するなど、個別に十分な検討を行うべきである。
 - (2) 平成22年度抜本的機構改革と国民視点に立つ組織への転換
ア、イは省略。

ウ 抜本的改革は、以下の内容とすべきである。

①「食の安全」の視点を最優先とする組織の実現

農林水産省の業務は、部局を問わず、生産から消費に至るフードチェーンとの関わりを持つものである。したがって、全部局において、「食の安全」の視点を最優先とする業務運営が行われる体制を整える必要がある。②、③、④は省略。

7 改革の効果が不可逆的に永続する取組

- (1) 「ビジョン・ステートメント」と「行動規範」の徹底
- (2) 改革推進のミッションを担う部署の設置
- (3) 毎年9月に「国民視点に立った業務再点検運動」を実施
- (4) 内部監査組織による定期的な意識改革のチェック
- (5) 職員のモチベーションの向上

おわりに

1 農林水産省改革の成否は今後の農林水産省職員一人一人が国民を意識し、襟を正して業務の見直しを実現できるかにかかっている。我々は国民が農林水産省のあり方に不信感を持っており、農林水産省が自らの力で改革を果たせるのかが試されていることを忘れてはならない。

2 そのためにも、各部署で行われる「国民視点に立った業務再点検運動」を組織をあげて適確に実行することが不可欠である。その進捗状況や改革内容は国民の常識から外れたものであってはならない。また、今回の提言内容が確実に履行されるように確認をしていく必要がある。

3 なお、今回の提言に当たっては、省外からホームページに69件の意見が寄せられ、省内の掲示板には523件の意見が寄せられた。こうした意見を参考にしながら今回の提言がまとめられた。改革チームとしては、意見を寄せていただいた多くの方に感謝を申し上げたい。また、今回の提言は、民間企業の取組も参考にしている。各々の見直しを具体化するに当たっては、これまで及び将来の民間企業の取組もさらに詳しく研究し、有効と思われるものは取り入れる努力も継続していきたい。これを契機に今後は全職員が一丸となって農林水産省改革の輪を更に広げ、真に国民から信頼が得られるような農林水産省の再生に向けて全力を尽くしたいと考えている。

4 世界的な食料需給が中長期的に逼迫することが懸念される中、安全な食料をどのように安定的に供給していくのか、地球規模で資源問題、環境問題が深刻化する中、森林や海洋の恩恵をどのように後世に伝えていくのかなど、国民の農林水産行政に対する期待は大きい。

また、我が国農林水産業は、現在、生産額の減少や就業者の高齢化、農地・森林の荒廃など存亡の危機にあるが、一方で、限りない潜在力を秘めた我が国

に残された数少ない成長産業でもあり、我が国のみならず世界的な視点に立って、我が国の農林水産業の発展を図っていかねばならない。

我々は、農林水産省の職員としてこうした国民からの期待感を深く胸に刻み込み、全職員あげて農林水産省改革に取り組む必要がある。（伊藤蓮太郎）

3. 輸入食品等の安全・安心の確保策について

（消費者安全情報総括官会議申合せ）

政府は、輸入食品の安全性確保を強化するため、これまでも、輸入業者に対する自主衛生管理の徹底、信頼性向上自主行動計画策定の促進等の指導、外務省を通じた輸出国政府への協力要請などを行ってきましたが、最近においては複数の輸入加工食品からもメラミンが検出された事例ほか、輸入つぶあんからのトルエン及び酢酸エチルの検出例、輸入冷凍いんげんが原因と疑われる健康被害事案、輸入生鮮コーヒー豆の汚染問題等の違反事例が目立つことなどから、6日、厚労省、農水省等の10関係省庁で構成する消費者安全情報総括官会議を開催し、今後強化する取組等を協議し、標記の「総括官会議申合せ」を作成しました。その要点は次のとおりです。詳細は次のURLです。（伊藤蓮太郎）

今後強化する取組

1. 食品を扱う業者への指導の徹底

○ 輸入者の自主的な安全管理の推進

- ・引き続き、本ガイドラインに基づき、輸入者に対する指導を徹底(厚労省)。
- ・セミナーの開催等を通じて、食品業界における企業行動規範、品質・衛生管理マニュアルの策定を促すことにより、輸入加工食品等の衛生管理の促進(農水省)。

○ 事業者等への情報提供及び関係情報の収集

- ・引き続き、情報提供と情報収集を徹底(農水省)。

2. 輸入食品の検査・監視体制の拡充

○ 検疫所における人員の拡充や検査機器の整備等(厚労省)

- ・食品衛生監視員を大幅に増員(平成21年度予算概算要求)。
- ・モニタリング検査件数の増加に対応するための高度な検査機器の整備を図る(平成21年度予算概算要求)。
- ・輸入食品への化学物質等の混入を踏まえた緊急検査を実施(新しい経済対策)。

○ 輸出国段階における衛生対策の強化(厚労省)

- ・問題発生前の情報収集や現地査察により、輸出国の衛生管理体制を調査・評価し、問題発生 of 未然防止を図る(平成21年度予算概算要求)。

- ・日本向け輸出食肉処理施設等への現地査察を実施(平成21年度予算概算要求)。
- 加工食品中の残留農薬等の分析法の開発(厚労省)
 - ・輸入業者の自主管理及び検疫所における監視強化に資するよう、多種多様な加工食品の残留農薬に係る分析法を開発(21年度予算概算要求)。
- 3. 輸出国政府等に対する対応
 - 個々の事案の解明に向けた輸出国への申入れ等(外務省)
 - ・個々の事案を解明し、「食の安全」に対する消費者の不安・不信を取り除くことが急務との立場から、輸入食品の安全・安心に疑念がある場合の申入れの強化。
 - ・輸出国や国際機関とのより緊密な情報交換、協力。
- 4. 情報収集、リスク評価
 - 輸入食品等に起因する事故情報の収集・分析システムの整備(内閣府)
 - ・消費者庁において事故情報の一元化的な集約・分析を行うため、独立行政法人国民生活センター内に構築予定の「事故情報データベース」を活用し、輸入食品に起因する事故情報の収集・分析システムを整備。
 - ・輸入食品の安全性確保に向けて、輸入食品の国内への流通チャンネルについて、複雑化したフードチェーン実態把握等の緊急調査を実施(新しい経済対策)。
 - 輸入食品に関する危害要因についての科学的知見の収集・提供(食品安全委員会)
 - ・海外の機関等との連携を強化して、危害要因についての安全性等の最新の情報を幅広く収集するとともに、危害発生時に国民への健康影響など科学的知見を迅速かつ分かりやすくホームページ等で提供
 - 輸入食品に含まれる可能性のある添加物、農薬等のリスク評価の実施(食品安全委員会)
 - ・評価作業の効率化を図るとともに、評価体制の充実・強化に努め、計画的にリスク評価を実施。
 - 食品危害情報システムの構築
 - ・消費者や事業者及び医療関係者からも直接情報を入手できるよう、輸入食品を含む食品危害情報システムの構築等の実施(厚労省)。

【消費者情報】

(東京くらしねっと平成20年12月号 No.140号より引用)

1. **安全シグナル** 危険！米粉で作ったドーナツが破裂！

価格が高騰している小麦粉の代替品として注目を集めている米粉(米を粉末にしたもの)。米粉を使ったパンやめんなども販売され、最近では、家庭用の米粉も普及し始めているようです。

米粉で作ったドーナツが破裂！

都では平成17年度に米粉を含む5種類の粉でドーナツ生地を作り、165℃の油で揚げるというテストを行いました。

「テスト結果」 ×「破裂した」 ○「破裂しなかった」



●粉 100g に対しベーキングパウダーは3g、砂糖は10g 加えた

	米粉	小麦粉	ホワイトソルガム粉	ライ麦粉	粟粉
粉のみ	×	×	×	×	×
粉 +BP	×	○	×	○	○
粉 + 砂糖	×	×	×	○	○
粉 +BP+ 砂糖	○	○	○	○	○

※ホワイトソルガム粉とは、イネ科の植物(たかきびの一種)を原料とした粉

※BPはベーキングパウダー

米粉のみの生地を油で揚げると、破裂し、油がなべの外に飛び散りました。他の粉でも同じでした。また、米粉にベーキングパウダーまたは砂糖のどちらかだけを加えた生地も、同様に破裂しました。

一方、米粉にベーキングパウダーと砂糖の両方を加えたものは、破裂しませんでした。

小麦粉にはこんな注意表示が…

市販の小麦粉には、油で揚げるお菓子などを作るときの注意として次のような表示があります。

「ドーナツ、アメリカンドッグなど水で練った生地の場合は、小麦粉100gに対してベーキングパウダーを3g以上と砂糖10g以上の両方を必ず入れてください。」

油で揚げる場合には、注意しましょう！

米粉でドーナツなどの油で揚げる菓子を作る場合には、破裂して油が飛び散り、やけどをする危険があるため、商品に記載されている注意表示に従いましょう。注意表示がない場合でも、小麦粉と同様の注意が必要です。生地にはベーキン

グパウダーと砂糖の両方を必ず加えましょう（加える分量は小麦粉の例を参考にすると良いでしょう）。

※詳しい情報は下記をご覧ください。破裂時の動画もご覧いただけます。

【くらしの安全情報サイト】

http://www.anzen.metro.tokyo.jp/tocho/s_test/syousai.html

2. 高齢者を狙う健康食品の悪質商法にご用心

（よこすかくらしのニュース2008年No.114号より引用）

事例1

SF(催眠)商法

買い物に行く途中呼び止められ、臨時の会場で商品の説明を聞くとさまざまな商品の説明がもらえた。自分の話をきてくれ、親切にしてくれたらので、糖尿病と高血圧で診療を受けている事を話した。「合併症の症状が心配だ、この健康食品を朝晩10錠ずつ飲めば、時間はかかりますが良くなりますよ！食品だから安心」と勧められ、最近、血液検査の血糖値の数字も思わしくなかったため、300錠12万円と高額だったが契約した。服用したら血圧が不安定になり、医師に服用を止められた。1年分の服用代400万円は高額すぎる。解約したい。

事例2

悪質訪問販売

ある日、Aさん宅に若い女性が「健康について心配ありませんか？」感じがよかつたため信用して玄関の鍵をあけてしまった。以前から手足の関節痛があり、健康食品は気になっていた。「関節痛の痛みを緩和し、関節の動きを滑らかにする良い健康食品がある。」と勧められ、少し高いが100錠3万円で1年分の100万円を契約してしまった。服用したが以前とかわりない。娘に相談したら消費生活センターに相談するよう言われた。本当に効果があるか心配なので、できれば解約したい。

～健康食品とは・・・～

健康に良いと称し、健康食品、サプリメント、健康補助食品などの名称で商品が売られています。このような、いわゆる健康食品(以下、「健康食品」)は、食品の一種ですが、法律に明確な定義はありません。

安全に利用するためのポイント

①「健康食品」はあくまでも食品です。食品として、健康の維持に対し一定の働きがありますが、医薬品のように病気や体の不調を治療するものではありません。

せん。

②「健康食品」は、食生活における補助的なものと考えましょう。利用する前に、普段の食生活に必要な栄養成分がとれているか、考えてみましょう。

③「健康食品」の成分が病気を悪化させたり、薬の効き目を強めたり弱めたり場合があります。治療を受けている人が健康食品を利用する場合には、医師や薬剤師に相談しましょう。

④「健康食品」の利用により何らかの異常があった場合には、すぐに利用をやめ、医療機関を受診しましょう。

【企業情報】

わが社における食品の信頼性確保・向上のための取組み等（6）

（株式会社食研ホームページより引用）

会社案内



ご挨拶

当社は、冷凍食肉製品と食品用改質機能素材の製造・販売の領域で食糧・食品の加工分野にたずさわり半世紀近く、微力ながら社会に貢献し発展してまいりました。しかし、食糧資源問題はいまや地球規模で危機的な状況になっており、特に日本においては継続的かつ安定的な価格での確保が困難になりつつあります。

これから私たちは「日本の食」を守るために何をすべきかを、より真剣に追求してまいります。

第一に、「限りある資源」を無駄なく大切に使用し、これを世の中に有効に役立てていくことを今後一層強めてまいります。

第二に、これからの「食糧」、「食」の大切さを、もっと深く、もっと広く社会と共有していくために、地域、地元や国内の資源を育て、これを大切にしたもの作りや生産者、関係業界の皆様との連携を強化してまいります。

第三に、食の安全にかかるコストと工夫を惜しまず、安全・安心を追及してまいります。現在でも、自社食肉加工製品に必要な多くの副資材を自社で開発、使用していますが、これからも、この努力を継続してまいります。

今後ともより一層のご指導をお願い申し上げます。

代表取締役 社長 藤本 和完

経営理念

(1) 安全安心な商品作りをめざします

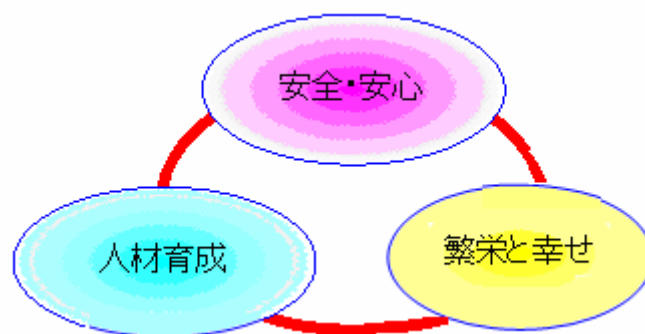
- ・お客様の「健康」と「暮らし」に貢献する信頼される商品を提供します。
- ・お客様に「おいしさ」と「満足」を提供し、新たな食生活の創造に挑戦します。
- ・独自性の高い商品作りを通して、お客様の信頼感を高める企業に成長します。

(2) 豊かな人材の育成に努めます

- ・チャレンジ精神を持つ社員の育成とチームワークの尊重を実現し、自主・自立の経営を徹底します。
- ・社員の想像力を育成しつつ、社員の誇りと満足度を高めます。
- ・人を大切にする経営をめざし、働きやすさを創ります。

(3) 会社の繁栄と従業員の幸せをめざします

- ・企業倫理を守り、人と地球環境にやさしい経営をめざします。
- ・全員参加の職場づくりのもと適正利益を追求し、社員・株主・取引先・お客様に還元します。
- ・従業員の幸せと生きがいを高め、健全な安定した生活向上をめざします。



「当社のビジョン」は (1) 安全・安心製品の提供 (2) 人材育成 (3) 従業員の生活向上と社会貢献 です。

長年のノウハウ、当社にしかない技術で生まれる機能製剤と食品加工品をより高品質な状態でお届けしております。

そのために創意とリスク志向を持った人材の育成に力を注いでおります。また、社員に頑張ってもらうには待遇面でのフォロー、福利厚生の上昇が不可欠です。

この3点の健全なサイクルを生み出しながら価値あるものを提供し、社会貢献となることを念頭に置き積極的に取り組んでおります。

会社案内

会社概要

事業所



本社・本社工場



第二工場



豊橋工場

会社案内

生産設備

お客様に「安心・安全」で満足していただける商品作りに取り組んでおります。また、各オペレーションにおいて衛生管理、異物混入防止対策を実施し、製品に使用している原料は産地までトレースができる様、管理しております。



原料受入れ



微生物検査(原料)



インジェクター



金属検出器(原木)



スライスライン



凍結ライン



本社・本社工場
本社・本社工場

X線異物検出機



金属検出器(製品)



ウェイトッカ(重量チェック)



検品ライン



梱包



製品検査

会社案内

製品開発

本社工場に開発拠点を置いており、冷凍食肉加工品、調理食品、天然食品機能製剤の研究開発を行い商品化しております。

* 「ひれかつ」・「かつ丼の具」等々、これらの食品を「安全で、安く、おいしく、信頼される健康食品」をモットーに、様々な食品を開発し、お客様にお届けしております。

* 食品機能製剤（食品の保存性、保水性、発色等を促す天然品質改良剤）の開発・製造では、国内シェアトップクラス。

食品メーカーの間では知名度の高い存在です。



【学術・海外行政情報】

1. 新たな危害の指標と食品安全へのリスク

Kleter GA, Marvin HJ

(RIKILT - Institute of Food Safety, Wageningen University and Research Center, Building 123, Bornsnesstreeg 45, Wageningen, The Netherlands)

Food Chem Toxicol., [Epub 2008 Aug 12] (出版前電子版)

リスクが現実になって、事件が発生するのを防ぐため、食品安全にかかる新たな危害を早期に見つける手法構築の必要性は広く認識されている。本報告では新たな危害を早期に明らかにするのに使える様々な活動、並びに、指標選択法を論じている先行の諸報告を精査した。指標は以下3種類の情報に分類される：(i) 食品製造環境、(ii) 農場から食卓に至る一連の食品製造の過程、(iii)

消費者。これら指標の変化は対応行動が求められるとの信号である。また、特定危害関連の指標、並びに、危害の受けやすさの評価に使える指標は、広範な危害に感受性がある食品製造システム中の弱点箇所を見出すのに役立つ。文献で指摘された新たな危害の諸指標にもとづいて、新たな危害を早期に見出すのに役立つ一般指標セットを提示した。
(石井健二)

2. 妊婦へのカフェイン摂取制限のアドバイス

Food Standards Agency UK November 3, 2008

<http://www.food.gov.uk/foodindustry/regulation/hygleg/hyglegresources/sfbb/>

英国食品基準庁は本日、妊娠中のカフェイン摂取に関する新たなアドバイスを公表した。

これは英国食品基準庁委託資金による Leeds 大学と Leicester 大学の研究結果に基づく。

“誰もが自分の赤ちゃんがベストであることを望んでいる。あなたの赤ちゃんが人生の最良のスタートをする確実な方法の一つは、あなたが日々のカフェイン摂取量を制限することである。”

妊婦には日々のカフェイン摂取量を 200mg に制限することをアドバイスする。これはマグカップほぼ2杯に相当する。多すぎるカフェイン摂取は出生時の低体重（これは出生後の人生の健康リスクを高める）をもたらす可能性がある。また高レベルのカフェインは自然流産となる可能性もある。カフェインはコーヒー、紅茶、チョコレート、いくつかの清涼飲料、さらに特定の薬にも含まれる。

英国食品基準庁はこれまで1日摂取量 300mg 以下を推奨してきた。今回の新たな研究（本日発行の the British Medical Journal に掲載）で、1日摂取量を 200mg 以下に制限すれば更にリスクを下げるのに役立つことが示めされた。Leeds 大学の Janet Cade 教授は、誰もが自分の赤ちゃんがベストであることを望んでいる。あなたの赤ちゃんが人生の最良のスタートをする確実な方法の一つは、あなたが日々のカフェイン摂取量を制限することだと言った。

これまでのアドバイス（一日摂取量 300mg 以下）に従っていた妊婦は心配する必要はない。

リスクは非常に低いだけでなく、研究では妊娠期間中の平均一日あたり摂取量は既に 200mg 以下であることを示している。従って多くの妊婦は今回のアドバイスの変更に影響を受けない。現在の摂取量が 200mg を超える場合は今後の妊娠期間中のカフェイン摂取量を 200mg 以下に単純に減らすことをアドバイスする。

Andrew Wadge 英国食品基準庁主任研究官は次のように言った。この新しいアドバイスは、妊婦はカフェインを完全にカットしなければならないことを意味しない。単に多すぎる摂取をしないように注意することである。強調したいのは、このリスクはおそらく非常に小さいだろうこと、並びにあたらしい研究に基づき、一流の独立した研究者により思慮されたこの新しいアドバイスは賢明であり、当を得ているということである。

英国食品基準庁毒性委員会の独立した専門家が、これらの結論と他の研究の成果を検討し、英国食品基準庁の妊婦の一日カフェイン摂取量に関するアドバイスの変更を勧めた。(榎元徹也)

3. Seymours of Norfolk 社(英国)がオリーブオイル製品を回収

Food Standards Agency UK November 12, 2008

<http://www.foodstandrds.gov.uk/news/newssarchive/2008/nov/oliveoil>

Seymours of Norfolk 社は、ボツリヌス症を発症する潜在的リスクがあるため、香料エキス入りオリーブオイル製品のすべてを回収している。重篤な食中毒であるボツリヌス症を発症するボツリヌス菌(Clostridium botulinum)は検出されていない。しかしながら、これらの製品は、製品中にボツリヌス菌が存在する場合にそのボツリヌス菌の増殖を防止する方法で製造されていなかった。

これらの製品は未然防止原則に基づき回収されたものである。英国食品基準庁(Food Standards Agency UK)は食品警告情報を公表した。

製品の詳細

回収製品：次の香料エキス入りオリーブオイル製品である。

ローズマリー、タイム、バジル、ガーリック、ライム、レモン、チリ。

賞味期限：2009年3月、及びそれ以前の日付のもの。

大きさ：250ml及び樽入り。

同社は該当品を回収している。当該品を販売している店舗には回収理由を付けた製品回収のお知らせが掲示されるだろう。上記の回収リストにある製品を購入した人はすべて購入価格で返品できる。(伊藤蓮太郎)

編集後記

- 平成20年も師走となりました。年末恒例となった1年の世相を漢字1文字で表す2008年「今年の漢字」が(財)日本漢字能力検定協会の公募で「変」に決まり、12月12日、発表されました。2位以下は「金」「落」「食」「乱」「高」の順でした。食品の安全性や適正表示の確保或いは食の信頼性向上の観点から見れば、2008年も不十分な自主管理による異物混入や誤表示、或いは悪質な偽装表示等の発生が後を絶たず、残念ながら「不変」の年であったと思われる。2009年は少しでも「変」の年にしたいものです。
- 事故米穀に関する有識者会議の「第一次取りまとめ」は農水省にとって非常に厳しいものでした。「1 検証の総括」の前段で「今回のような問題が生じた根本的な原因は、「食の安全」が国の取り組むべき重大なテーマとなっているにもかかわらず、農林水産省総合食料局を始めとする多くの部局においては「食の安全」についての基本的認識が極めて低く、我が国の「食の安全」を守るべき職責を担っているという責任感も使命感も欠如していたことにある。」などの指摘を踏まえ、農林水産省改革チームの提言に沿った非常に大胆な業務・組織の見直しを行わざるを得ないものと思われます。
- 前記の下線部分『「食の安全」を守るべき職責』は、有識者会議が指摘したとおり、農水省総合食料局を始めとする多くの部局においては極めて低かったかも知れません。農水省設置法に明記されていなかったから。翻って、公衆衛生の向上・増進の任務（即ち、国民の健康の保持・増進を守るべき職責）を担う厚労省食品安全部以外の各部局が同じ認識を持っているか否か。言い換えれば、農林水産省改革チームの提言を看過していいものか否か、寧ろ、問題意識を持つべきと考えます。（伊藤蓮太郎）

この機関紙の記事を無断で転載することを禁じます。

7回公開講演会（11/18）アンケート集計結果（59名）

1. 講演の内容はいかがでしたか

非常に参考になった	44名	74.6%
多少は参考になった	15名	25.4%
あまり参考にならなかった	0名	

非常に参考になった。特記すべきご意見、ご感想等：

- ・ 詳しく丁寧に説明いただきとてもよく理解できました。
- ・ 消費者庁の設置はあやしくなっているようですが、もし設置された場合の縄張り争い(権限)が心配です。
- ・ 特に消費者関連の講義は参考になった。
- ・ 消費者庁、国民生活センターの事業、P10—NET の話は参考になった。
- ・ 消費者庁の設置に関連して関係法律の改正案とかの考え方がよく分かった、幅広い法律の理解が必要と強く感じた。
- ・ 消費者庁の設置と関係法律の内容がある程度わかりやすく理解できました。
- ・ 今まで頭の中でぼんやりしたイメージを持っていたが、講演を聴いて、少し具体的イメージができた。
- ・ 食品関連法の消費者庁(仮)への移管等について最新の状況を知ることが出来た。
- ・ 消費者庁設置に関連する情報だけでなく、食品衛生行政の歴史も非常に参考になった。
- ・ 各行政の取り組みについて理解できた。
- ・ 消費者庁のこれからについて理解できた。
- ・ 行政の講演が大変参考になった。特に農水省に関する事故も多いので、内容が大切と思った。
- ・ 先端行政の動きが今後に向けて参考になった。
- ・ これまで、このテーマの情報は積極的に行ってなかったのがこのように、関連省庁がまとまって講演いただいたことは非常にありがたかった。
- ・ 頭の中を整理する事ができた。
- ・ JAS 法、食衛法等の表示が簡素化による事が消費者についても有益だと思われまますので、早く改正されることを望んでいます。
- ・ 改正になる部分を現場に知らせたいと思います。
- ・ 消費者の声が行政の風通し良くなるシステムになるが、消費者の義務を啓蒙することも施策に入れてもらいたい。切りもちをのどにつまらせて亡くなられる事例はこんにやくぜりーのように安全性を欠くことになるのでしょうが。
- ・ 講演内容が分かりやすい(関心が高いためか)。また座長の進行が良かった。
- ・ 新しい消費庁行政の役割、関連法律との関係等、整理できた。

- ・ 最新の情報をまとめてあり、全ての講演でためになった。
- ・ 行政の方が質問に回答していただけることはめったにないことで、生の声が聞けてよかったです。参考になりました。
- ・ 最近の行政の動きがよく分かり、参考になりました。
- ・ 初めて参加したが、分かりやすく情報を知ることができました。
- ・ 食品安全に係わる多様な課題と現状を深める事ができました。次回講演会も期待しています。

多少は参考になった。理由は。

- ・ 時間が短く、大卒の話のみしか伝わってこない。非常に興味深い演題だけに、深いところまでお話が聞きたかったので、少し残念です。
- ・ ほとんどの内容はしっていた、国民生活センターのことは知らない話が多かった。
- ・ 提出法等についてはもう少し詳しく知られればよかった。
- ・ 具体例での話しがよかった。
- ・ 現在、協議中の消費者庁の現状について確認できた。
- ・ 政府の動きが分かった。

他に感想・ご意見がありましたら

- ・ 食品の期限表示はもとの製造月日にもどした方がよいと思います。食品の廃棄による資源の浪費がはなはだしいです。
- ・ 使われたスライド全部手元資料としてほしい。
- ・ 第2項に関連し、「ADI」に基づく見解の普及があればと思います。
- ・ 消費者庁設置法はまだ途中であり、具体的な規則等のある程度の期間をおいて再度聞く機会を設けた方がよいと思います。
- ・ 表示違反は、すべて農水省が執行(食品Gメン)をするのか?保健所等衛生監視員は外されることになるのか?

2. ご自身についてお知らせください。

性別：男性 43名 女性 8名 回答なし 8名

年齢：回答なし 7名

20代と以下 3名、30代 10名、40代 12名、

50代 8名、60代と以上 19名

所属など：

食品製造業 26名 食品輸入業 6名 食品流通・販売業 6名

通関業 0名 試験検査機関 0名 食品業界団体 3名

行政機関 4名 その他 6名 回答なし 8名